

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年5月24日（平成30年（行情）諮問第240号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行情）答申第205号）

事件名：職員の氏名を民間企業へ情報提供した根拠法令が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「職員の氏名を民間企業へ情報提供した根拠条文がわかる文書。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年2月23日付け愛労発総0223第4号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成30年1月30日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「職員の氏名を民間企業へ情報提供した根拠条文がわかる文書」に係る開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、平成30年2月28日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象行政文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

（1）本件対象行政文書について

本件審査請求に係る開示請求文書は、職員の氏名を民間企業へ情報提供した根拠条文がわかる文書である。

(2) 原処分の妥当性について

職員の氏名については、平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（以下「申合せ」という。）により、職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。これに基づき、その求めがあった際には、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合又は個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、あくまで行政サービスとして情報提供等を行うものであり、当該情報提供に係る条文は存在しない。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁として、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

以上より、本件対象行政文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取り消しを求めているが、本件対象行政文書については上記(2)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年5月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月5日 | 審議 |
| ④ | 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「職員の氏名を民間企業へ情報提供した根拠条文がわかる文書。」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書を不開示としたことについて、理由説明書（上記第3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 処分庁に対して、出版社から職員データ（所属、役職、氏名）に係る確認の求めがあった際に、行政事務等に支障が生じない範囲で、あくまで行政サービスの一環として処分庁の職員の氏名、役職等の校正等を行い、校正等済みのデータを依頼元に送付するが、審査請求人は、このような場合について、職員の氏名を民間企業へ情報提供した根拠法令が分かる文書の開示を求めているものである。

イ 上記アのような場合については、処分庁は、申合せの趣旨を踏まえ、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合又は個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政サービスとして情報提供等を行っているものであり、当該情報提供に係る根拠条文は存在しない。したがって、処分庁において、本件対象文書を保有していない。

ウ なお、本件審査請求を受け、諮問庁として、改めて処分庁に対し本件対象文書に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

エ 以上より、本件対象文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子